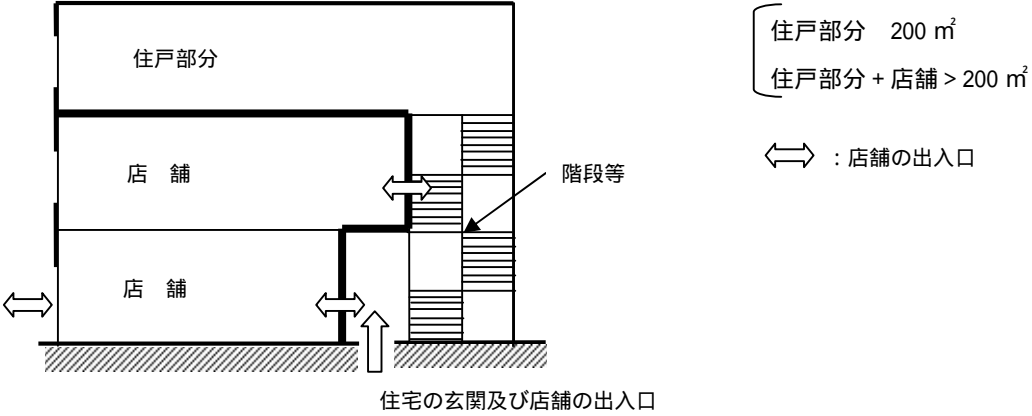


平成 27 年 10 月追加

No	頁	質問	回答
10	127	<p>下図のような階数が 3 以下で住戸部分が 200 m<sup>2</sup>以内の兼用住宅について、住戸の部分と店舗部分との間を防火区画(下図の— に当たる部分)すれば、令第 112 条第 9 項第二号の規定により、縦穴区画は不要とできるか。</p>  <p style="text-align: center;">住宅の玄関及び店舗の出入口</p>	<p>このページは住戸内の階段等の縦穴区画についての運用である。</p> <p>下図の場合は、店舗利用者も階段等を利用するものであり、住戸内の階段等の縦穴区画には該当しないため、区画は必要となる。</p>
11	172 No 28	<p>平屋建ての 1 室(屋外出口が 2 ヶ所あり)の建築物には、避難安全検証法を適用することができるか。</p> <p>適用できるものとしたとき、平屋建ての 1 室(屋外出口が 2 ヶ所あり)の建築物の階避難安全検証法は階避難を検証する必要があるが、階避難の避難開始時間の算定において、1 室(屋外出口が 2 ヶ所あり)の建築物のように、火災室以外の部分が無い場合は、加算時間(3 分、5 分)を加える必要はあるか。</p>	<p>避難安全検証法を適用することは可能。</p> <p>1 室の建築物のように火災室以外の部分がない場合(複雑な平面形状であるなど、在室者が同時に避難行動できない場合を除く。)は、加算時間を加える必要はない。</p>